選挙斗争

三、全日本労農大衆党の選挙斗争方針

かゝる任務を背負ふた全国労農大衆党は、既へ〻れた新なる巨大な陣容の整備とそれに依る斗争力を以つて、世界経済恐慌の真只中に、この府県会議員選挙戦を如何に斗ふとしたか。彼は府県議戦に断乎として宣言する。「府県議戦を大衆斗争の戦場たらしめよ。新時代への目標たらしめよ。」と即ちこの選挙戦を、各々が強力なる政治斗争を獲得し得る有効なる戦野と規定し、この選挙戦野を、日常斗争の集中的斗争として展開せんとした。これは来るべき第六十議会解散の見透しの上に起ち、これを衆議院議員総選挙の前哨となした。二つのブルジョアー政党とは根本的に立場を異にしてゐるのは勿論、その理論的根拠を階級協調の社会民主主義の上に置いたブルジョアー及社会民衆党の選挙第一主義とは明らかに対立する。我が党の一般方針はこれを具体的に説明して行く、

(A) 日常斗争と緊密な聯関に於て、彼の実を暴露し、大衆の憤激を煽動すること、

(イ) 大衆の生活窮乏と、その資本主義制度の必然性、
(ロ) 地方自治体に対する中央政府の専制支配、
(ハ) 地方自治体に於ける資本家地主の独裁的専横、

(B) 大衆の憤激を支配階級組織に集結し、その利益伸長を図ること、

(イ) [illegible]、農民組合の拡大強化。
(ロ) 党組織の充実、

(C)
(イ) 選挙戦を通じて政治訓練を与ふること、
(ロ) プロレタリアイデオロギーの浸透潤化、

(D)
(イ) 大衆政治斗争への訓練、
(ロ) 更に政治戦線の統一完成のために危機へ更に努力すべきこと、
(イ) 三党合同を党の最低部組織に於てまで完成せしむる事
(ロ) 社会民衆党幹部と其の大衆との遊離のための積極的活動を展開。

更に本部全会拡大執行委員会は（九月一日）これを全労農大衆を不断の危機にさらして居る帝国主義戦争反対の斗争にまで大衆にアッピールすることを決議した。

四、ブルジョア政党の選挙対策

原案執行权と云ふ絶対权を保有する天下り知事が君臨する日本の府県会に於ては、府県会議員はいはば発言权を持たない一個のロボットに過ぎない。特に一九三〇年度に於ける十数県の知事が、県会の議決を無視して、予算案の強制執行を行なった事実、我々はこゝに、如何に今日の地方政治機構がブルジョアジーのファシスト的支配へと進みつゝあるかを見る。我々は今こゝに、この二つのことを想起しよう。現反動民政党内閣は第五十九議会直後、全国に命令されてある政党機構ー地方長官会議、警察部長会議、司法官会議、特高課長会議ーの政策を行ひ、地方政治機